

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年6月21日答申分

○答申の概要

| | |
|-----------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 40件 |
| 国民年金関係 | 0件 |
| 厚生年金保険関係 | 40件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 0件 |
| 国民年金関係 | 0件 |
| 厚生年金保険関係 | 0件 |

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200265号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300008号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年7月10日は56万6,000円、平成19年12月10日及び平成20年7月10日は58万円、平成20年12月10日は51万8,000円、平成22年12月10日は51万9,000円、平成25年7月10日は55万円、平成26年7月10日は45万円に訂正することが必要である。

平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年7月10日
④ 平成20年12月10日
⑤ 平成22年12月10日
⑥ 平成25年7月10日
⑦ 平成26年7月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②、③、⑥及び⑦について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡

易) (以下「賞与集計表」という。) 及び事業主の回答により、請求者は、同社から請求期間②及び③は 58 万円、請求期間⑥は 55 万円、請求期間⑦は 45 万円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間②及び③は 58 万 800 円、請求期間⑥は 55 万 500 円、請求期間⑦は 45 万 500 円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間②及び③は 4 万 3,488 円、請求期間⑥は 4 万 6,106 円、請求期間⑦は 3 万 8,520 円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①、④及び⑤について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求者は、A社から請求期間①は 58 万円、請求期間④及び⑤は 53 万円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は 58 万 800 円、請求期間④及び⑤は 53 万円)の支払を受け、請求期間①は 56 万 6,000 円、請求期間④は 51 万 8,000 円、請求期間⑤は 51 万 9,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は 4 万 1,435 円、請求期間④は 3 万 9,739 円、請求期間⑤は 4 万 1,616 円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、④及び⑤に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 56 万 6,000 円、請求期間④は 51 万 8,000 円、請求期間⑤は 51 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(平成 22 年 1 月以降は、年金事務所)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200266号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300009号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年7月10日は32万1,000円、平成19年12月10日は30万3,000円、平成20年7月10日は32万8,000円、平成20年12月10日は29万7,000円、平成22年12月10日は14万7,000円、平成25年7月10日及び平成26年7月10日は15万円に訂正することが必要である。

平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年7月10日
④ 平成20年12月10日
⑤ 平成22年12月10日
⑥ 平成25年7月10日
⑦ 平成26年7月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②、③、⑥及び⑦について、A社から提出された全社員賞与集計表（簡易）（以下「賞与集計表」という。）及び事業主の回答により、請求者は、同社から請求期間②は30万3,000円、請求期間③は32万8,000円、請求期間⑥及び⑦は15万円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間②は30万3,600円、請求期間③は32万8,900円、請求期間⑥及び⑦は15万円）の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間②は2万2,719円、請求期間③は2万4,593円、請求期間⑥は1万2,574円、請求期間⑦は1万2,840円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①、④及び⑤について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求者は、A社から請求期間①は32万8,000円、請求期間④は30万4,000円、請求期間⑤は15万円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は32万8,900円、請求期間④は30万4,800円、請求期間⑤は15万円）の支払を受け、請求期間①は32万1,000円、請求期間④は29万7,000円、請求期間⑤は14万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は2万3,432円、請求期間④は2万2,794円、請求期間⑤は1万1,778円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、④及び⑤に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は32万1,000円、請求期間④は29万7,000円、請求期間⑤は14万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200267号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300010号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年7月10日は41万5,000円、平成19年12月10日は42万5,000円、平成20年7月10日は44万8,000円、平成20年12月10日は41万8,000円、平成22年12月10日は50万6,000円、平成25年7月10日は57万2,000円、平成26年7月10日は47万2,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年7月10日
④ 平成20年12月10日
⑤ 平成22年12月10日
⑥ 平成25年7月10日
⑦ 平成26年7月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②、③、⑥及び⑦について、A社から提出された全社員賞与集計表（簡易）（以下「賞与集計表」という。）及び事業主の回答により、請求者は、同社から請求期間②は42万5,000円、請求期間③は44万8,000円、請求期間⑥は57万2,000円、請求期間⑦は47万2,000円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間②は42万5,600円、請求期間③は44万8,000円、請求期間⑥は57万2,500円、請求期間⑦は47万2,500円）の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間②は3万1,866円、請求期間③は3万3,591円、請求期間⑥は4万7,951円、請求期間⑦は4万403円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①、④及び⑤について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求者は、A社から請求期間①は42万5,000円、請求期間④は42万7,000円、請求期間⑤は51万7,000円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は42万5,600円、請求期間④は42万7,500円、請求期間⑤は51万7,500円）の支払を受け、請求期間①は41万5,000円、請求期間④は41万8,000円、請求期間⑤は50万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は3万362円、請求期間④は3万2,016円、請求期間⑤は4万595円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、④及び⑤に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は41万5,000円、請求期間④は41万8,000円、請求期間⑤は50万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200268号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300011号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年7月10日は9万8,000円、平成19年12月10日は15万円、平成20年7月10日は10万円、平成20年12月10日は14万7,000円、平成22年12月10日は9万8,000円、平成25年7月10日及び平成26年7月10日は10万円に訂正することが必要である。

平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年7月10日
④ 平成20年12月10日
⑤ 平成22年12月10日
⑥ 平成25年7月10日
⑦ 平成26年7月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②、③、⑥及び⑦について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡

易) (以下「賞与集計表」という。) 及び事業主の回答により、請求者は、同社から請求期間②は 15 万円、請求期間③、⑥及び⑦は 10 万円の標準賞与額に相当する賞与 (請求期間②は 15 万円、請求期間③、⑥及び⑦は 10 万円) の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (請求期間②は 1 万 1,247 円、請求期間③は 7,498 円、請求期間⑥は 8,383 円、請求期間⑦は 8,560 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①、④及び⑤について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求者は、A社から請求期間①は 10 万円、請求期間④は 15 万円、請求期間⑤は 10 万円の標準賞与額に相当する賞与 (請求期間①は 10 万円、請求期間④は 15 万円、請求期間⑤は 10 万円) の支払を受け、請求期間①は 9 万 8,000 円、請求期間④は 14 万 7,000 円、請求期間⑤は 9 万 8,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (請求期間①は 7,144 円、請求期間④は 1 万 1,247 円、請求期間⑤は 7,852 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、④及び⑤に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 9 万 8,000 円、請求期間④は 14 万 7,000 円、請求期間⑤は 9 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所 (平成 22 年 1 月以降は、年金事務所) は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200269号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300012号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年7月10日は31万3,000円、平成19年12月10日及び平成20年7月10日は32万円、平成20年12月10日は31万5,000円、平成22年12月10日は25万2,000円、平成25年7月10日及び平成26年7月10日は28万9,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年7月10日
④ 平成20年12月10日
⑤ 平成22年12月10日
⑥ 平成25年7月10日
⑦ 平成26年7月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②、③、⑥及び⑦について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡

易) (以下「賞与集計表」という。) 及び事業主の回答により、請求者は、同社から請求期間②及び③は 32 万円、請求期間⑥及び⑦は 28 万 9,000 円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間②及び③は 32 万円、請求期間⑥及び⑦は 28 万 9,800 円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間②及び③は 2 万 3,994 円、請求期間⑥は 2 万 4,227 円、請求期間⑦は 2 万 4,738 円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①、④及び⑤について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求者は、A社から請求期間①は 32 万円、請求期間④は 32 万 2,000 円、請求期間⑤は 25 万 7,000 円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は 32 万円、請求期間④は 32 万 2,000 円、請求期間⑤は 25 万 7,600 円)の支払を受け、請求期間①は 31 万 3,000 円、請求期間④は 31 万 5,000 円、請求期間⑤は 25 万 2,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は 2 万 2,861 円、請求期間④は 2 万 4,144 円、請求期間⑤は 2 万 180 円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、④及び⑤に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 31 万 3,000 円、請求期間④は 31 万 5,000 円、請求期間⑤は 25 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(平成 22 年 1 月以降は、年金事務所)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200270号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300013号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年7月10日は43万円、平成19年12月10日及び平成20年7月10日は44万円、平成20年12月10日は43万2,000円、平成22年12月10日は43万3,000円、平成25年7月10日は46万7,000円、平成26年7月10日は39万7,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年7月10日
④ 平成20年12月10日
⑤ 平成22年12月10日
⑥ 平成25年7月10日
⑦ 平成26年7月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②、③、⑥及び⑦について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡

易) (以下「賞与集計表」という。) 及び事業主の回答により、請求者は、同社から請求期間②及び③は44万円、請求期間⑥は46万7,000円、請求期間⑦は39万7,000円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間②及び③は44万円、請求期間⑥は46万7,800円、請求期間⑦は39万7,800円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間②及び③は3万2,991円、請求期間⑥は3万9,149円、請求期間⑦は3万3,983円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①、④及び⑤について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求者は、A社から請求期間①は44万円、請求期間④及び⑤は44万2,000円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は44万円、請求期間④及び⑤は44万2,000円)の支払を受け、請求期間①は43万円、請求期間④は43万2,000円、請求期間⑤は43万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は3万1,434円、請求期間④は3万3,141円、請求期間⑤は3万4,706円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、④及び⑤に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は43万円、請求期間④は43万2,000円、請求期間⑤は43万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200271号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300014号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年7月10日は33万5,000円、平成19年12月10日は35万8,000円、平成20年7月10日は34万3,000円、平成20年12月10日は30万7,000円、平成22年12月10日は27万6,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日及び平成22年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日及び平成22年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年7月10日
④ 平成20年12月10日
⑤ 平成22年12月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②及び③について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡易)(以下「賞与集計表」という。)及び事業主の回答により、請求者は、同社から請求期間②は35万8,000円、請求期間③は34万3,000円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間②は35万8,800円、請求期間③は34万3,200円)の支払を受け、

当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間②は2万6,843円、請求期間③は2万5,718円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①、④及び⑤について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求者は、A社から請求期間①は34万3,000円、請求期間④は31万4,000円、請求期間⑤は28万2,000円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は34万3,200円、請求期間④は31万4,000円、請求期間⑤は28万2,600円）の支払を受け、請求期間①は33万5,000円、請求期間④は30万7,000円、請求期間⑤は27万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は2万4,504円、請求期間④は2万3,544円、請求期間⑤は2万2,143円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、④及び⑤に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は33万5,000円、請求期間④は30万7,000円、請求期間⑤は27万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200272号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300015号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年7月10日は30万9,000円、平成19年12月10日は36万3,000円、平成20年7月10日は34万7,000円、平成20年12月10日は35万7,000円、平成22年12月10日は31万1,000円、平成25年7月10日は40万3,000円、平成26年7月10日は33万3,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年7月10日
④ 平成20年12月10日
⑤ 平成22年12月10日
⑥ 平成25年7月10日
⑦ 平成26年7月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②、③、⑥及び⑦について、A社から提出された全社員賞与集計表（簡易）（以下「賞与集計表」という。）及び事業主の回答により、請求者は、同社から請求期間②は36万3,000円、請求期間③は34万7,000円、請求期間⑥は40万3,000円、請求期間⑦は33万3,000円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間②は36万3,400円、請求期間③は34万7,600円、請求期間⑥は40万3,900円、請求期間⑦は33万3,900円）の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間②は2万7,218円、請求期間③は2万6,018円、請求期間⑥は3万3,783円、請求期間⑦は2万8,505円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①、④及び⑤について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求者は、A社から請求期間①は31万6,000円、請求期間④は36万5,000円、請求期間⑤は31万8,000円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は31万6,000円、請求期間④は36万5,700円、請求期間⑤は31万8,000円）の支払を受け、請求期間①は30万9,000円、請求期間④は35万7,000円、請求期間⑤は31万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は2万2,575円、請求期間④は2万7,368円、請求期間⑤は2万4,969円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、④及び⑤に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は30万9,000円、請求期間④は35万7,000円、請求期間⑤は31万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200273号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300016号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年7月10日は39万1,000円、平成19年12月10日は52万2,000円、平成20年7月10日は41万7,000円、平成20年12月10日は51万3,000円、平成22年12月10日は42万8,000円、平成25年7月10日は50万2,000円、平成26年7月10日は40万2,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年7月10日
④ 平成20年12月10日
⑤ 平成22年12月10日
⑥ 平成25年7月10日
⑦ 平成26年7月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②、③、⑥及び⑦についてA社から提出された全社員賞与集計表（簡易）（以下「賞与集計表」という。）及び事業主の回答により、請求者は、同社から請求期間②は52万2,000円、請求期間③は41万7,000円、請求期間⑥は50万2,000円、請求期間⑦は40万2,000円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間②は52万2,000円、請求期間③は41万7,600円、請求期間⑥は50万2,500円、請求期間⑦は40万2,500円）の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間②は3万9,140円、請求期間③は3万1,267円、請求期間⑥は4万2,083円、請求期間⑦は3万4,411円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①、④及び⑤について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求者は、A社から請求期間①は40万円、請求期間④は52万5,000円、請求期間⑤は43万7,000円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は40万200円、請求期間④は52万5,000円、請求期間⑤は43万7,500円）の支払を受け、請求期間①は39万1,000円、請求期間④は51万3,000円、請求期間⑤は42万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は2万8,576円、請求期間④は3万9,364円、請求期間⑤は3万4,313円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、④及び⑤に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は39万1,000円、請求期間④は51万3,000円、請求期間⑤は42万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200274号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300017号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年7月10日は22万円、平成19年12月10日は27万円、平成20年7月10日は22万5,000円、平成20年12月10日は26万5,000円、平成22年12月10日は26万6,000円、平成25年7月10日及び平成26年7月10日は18万1,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年7月10日
④ 平成20年12月10日
⑤ 平成22年12月10日
⑥ 平成25年7月10日
⑦ 平成26年7月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②、③、⑥及び⑦について、A社から提出された全社員賞与集計表（簡易）（以下「賞与集計表」という。）及び事業主の回答により、請求者は、同社から請求期間②は27万円、請求期間③は22万5,000円、請求期間⑥及び⑦は18万1,000円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間②は27万円、請求期間③は22万5,000円、請求期間⑥及び⑦は18万1,200円）の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間②は2万245円、請求期間③は1万6,870円、請求期間⑥は1万5,173円、請求期間⑦は1万5,494円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①、④及び⑤について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求者は、A社から請求期間①は22万5,000円、請求期間④及び⑤は27万1,000円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は22万5,000円、請求期間④及び⑤は27万1,800円）の支払を受け、請求期間①は22万円、請求期間④は26万5,000円、請求期間⑤は26万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は1万6,074円、請求期間④は2万320円、請求期間⑤は2万1,279円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、④及び⑤に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は22万円、請求期間④は26万5,000円、請求期間⑤は26万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200275号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300018号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成22年12月10日は4万9,000円、平成25年7月10日は5万円に訂正することが必要である。

平成22年12月10日及び平成25年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月10日及び平成25年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月10日

② 平成25年7月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡易)(以下「賞与集計表」という。)及び事業主の回答により、請求者は、同社から5万円の標準賞与額に相当する賞与(5万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(4,191円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求者は、A社から5万円の標準賞与額に相当する賞与(5万円)の支払を受け、4万9,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(3,926円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年

金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、4万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2200276 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2300019 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 10 日の標準賞与額を 15 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 26 年 7 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 50 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 10 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、A 社から提出された全社員賞与集計表 (簡易) 及び事業主の回答により、請求者は、同社から 15 万 2,000 円の標準賞与額に相当する賞与 (15 万 2,000 円) の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (1 万 3,011 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2200277 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2300020 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 10 日の標準賞与額を 17 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 26 年 7 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 48 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 10 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、A 社から提出された全社員賞与集計表 (簡易) 及び事業主の回答により、請求者は、同社から 17 万 7,000 円の標準賞与額に相当する賞与 (17 万 7,700 円) の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (1 万 5,151 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200278号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300021号

第1 結論

請求者のA社における平成26年7月10日の標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和46年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年7月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡易)及び事業主の回答により、請求者は、同社から1万円の標準賞与額に相当する賞与(1万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(856円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200279号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300022号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年7月10日は27万8,000円、平成19年12月10日は26万2,000円、平成20年7月10日は28万4,000円、平成20年12月10日は25万8,000円、平成22年12月10日は14万7,000円、平成25年7月10日は15万円に訂正することが必要である。

平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日及び平成25年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日及び平成25年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年7月10日
④ 平成20年12月10日
⑤ 平成22年12月10日
⑥ 平成25年7月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②、③及び⑥について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡易)(以下「賞与集計表」という。)及び事業主の回答により、請求者は、同社から

請求期間②は 26 万 2,000 円、請求期間③は 28 万 4,000 円、請求期間⑥は 15 万円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間②は 26 万 2,800 円、請求期間③は 28 万 4,700 円、請求期間⑥は 15 万円）の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間②は 1 万 9,645 円、請求期間③は 2 万 1,294 円、請求期間⑥は 1 万 2,574 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①、④及び⑤について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求者は、A社から請求期間①は 28 万 4,000 円、請求期間④は 26 万 4,000 円、請求期間⑤は 15 万円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は 28 万 4,700 円、請求期間④は 26 万 4,000 円、請求期間⑤は 15 万円）の支払を受け、請求期間①は 27 万 8,000 円、請求期間④は 25 万 8,000 円、請求期間⑤は 14 万 7,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は 2 万 289 円、請求期間④は 1 万 9,795 円、請求期間⑤は 1 万 1,778 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、④及び⑤に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 27 万 8,000 円、請求期間④は 25 万 8,000 円、請求期間⑤は 14 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2200280 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2300023 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額について、平成 19 年 7 月 10 日は 30 万 8,000 円、平成 19 年 12 月 10 日は 26 万 2,000 円、平成 20 年 7 月 10 日は 17 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 7 月 10 日、平成 19 年 12 月 10 日及び平成 20 年 7 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 7 月 10 日、平成 19 年 12 月 10 日及び平成 20 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 10 日
② 平成 19 年 12 月 10 日
③ 平成 20 年 7 月 10 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間②及び③について、A 社から提出された全社員賞与集計表 (簡易) (以下「賞与集計表」という。) 及び事業主の回答により、請求者は、同社から請求期間②は 26 万 2,000 円、請求期間③は 17 万 5,000 円の標準賞与額に相当する賞与 (請求期間②は 26 万 2,500 円、請求期間③は 17 万 5,000 円) の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (請求期間②は 1 万 9,645 円、請求期間③は 1 万 3,121 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求者は、

A社から 31 万 5,000 円の標準賞与額に相当する賞与（31 万 5,000 円）の支払を受け、30 万 8,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（2 万 2,504 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、30 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200281号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300024号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年7月10日は35万円、平成19年12月10日は37万4,000円、平成20年7月10日は35万8,000円、平成20年12月10日は32万1,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日及び平成20年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日及び平成20年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年7月10日
④ 平成20年12月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②及び③について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡易)(以下「賞与集計表」という。)及び事業主の回答により、請求者は、同社から請求期間②は37万4,000円、請求期間③は35万8,000円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間②は37万4,900円、請求③は35万8,600円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間②は2万8,043円、請求期間③は2万6,843円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①及び④について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求者は、A社から請求期間①は35万8,000円、請求期間④は32万8,000円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は35万8,600円、請求期間④は32万8,000円）の支払を受け、請求期間①は35万円、請求期間④は32万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は2万5,576円、請求期間④は2万4,593円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び④に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は35万円、請求期間④は32万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200282号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300025号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年7月10日は29万3,000円、平成19年12月10日及び平成20年7月10日は31万5,000円、平成20年12月10日は31万円に訂正することが必要である。

平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日及び平成20年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日及び平成20年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年7月10日
④ 平成20年12月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②及び③について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡易)(以下「賞与集計表」という。)及び事業主の回答により、請求者は、同社から31万5,000円の標準賞与額に相当する賞与(31万5,000円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(2万3,619円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①及び④について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求

者は、A社から請求期間①は30万円、請求期間④は31万7,000円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は30万円、請求期間④は31万7,100円）の支払を受け、請求期間①は29万3,000円、請求期間④は31万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は2万1,432円、請求期間④は2万3,769円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び④に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は29万3,000円、請求期間④は31万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200283号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300026号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年7月10日は28万7,000円、平成19年12月10日は26万4,000円、平成20年7月10日は29万4,000円、平成20年12月10日は26万円、平成22年12月10日は23万1,000円、平成24年12月10日は26万6,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日及び平成24年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日及び平成24年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年7月10日
④ 平成20年12月10日
⑤ 平成22年12月10日
⑥ 平成24年12月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、請求期間①から⑤までは保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっており、請求期間⑥は賞与の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②、③及び⑥について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡易)(以下「賞与集計表」という。)及び事業主の回答により、請求者は、同社から

請求期間②は 26 万 4,000 円、請求期間③は 29 万 4,000 円、請求期間⑥は 26 万 6,000 円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間②は 26 万 4,600 円、請求期間③は 29 万 4,000 円、請求期間⑥は 26 万 6,400 円）の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間②は 1 万 9,795 円、請求期間③は 2 万 2,044 円、請求期間⑥は 2 万 2,299 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①、④及び⑤について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求者は、A社から請求期間①は 29 万 4,000 円、請求期間④は 26 万 6,000 円、請求期間⑤は 23 万 6,000 円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は 29 万 4,000 円、請求期間④は 26 万 6,400 円、請求期間⑤は 23 万 6,800 円）の支払を受け、請求期間①は 28 万 7,000 円、請求期間④は 26 万円、請求期間⑤は 23 万 1,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は 2 万 1,003 円、請求期間④は 1 万 9,945 円、請求期間⑤は 1 万 8,531 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、④及び⑤に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 28 万 7,000 円、請求期間④は 26 万円、請求期間⑤は 23 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①から⑤までに係る、厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、請求期間⑥に係る賞与支払届は提出しておらず、請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200284号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300027号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年7月10日は24万9,000円、平成19年12月10日及び平成20年7月10日は25万5,000円、平成20年12月10日は25万2,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日及び平成20年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日及び平成20年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和59年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年7月10日
④ 平成20年12月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②及び③について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡易)(以下「賞与集計表」という。)及び事業主の回答により、請求者は、同社から25万5,000円の標準賞与額に相当する賞与(25万5,600円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万9,120円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①及び④について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求

者は、A社から請求期間①は25万5,000円、請求期間④は25万7,000円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は25万5,600円、請求期間④は25万7,400円）の支払を受け、請求期間①は24万9,000円、請求期間④は25万2,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は1万8,217円、請求期間④は1万9,270円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び④に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は24万9,000円、請求期間④は25万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200285号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300028号

第1 結論

請求者のA社における平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年7月10日
② 平成26年7月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡易)及び事業主の回答により、請求者は、同社から10万円の標準賞与額に相当する賞与(10万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は8,383円、請求期間②は8,560円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200286号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300029号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年7月10日は29万5,000円、平成19年12月10日及び平成20年7月10日は30万2,000円、平成20年12月10日は29万7,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日及び平成20年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日及び平成20年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年7月10日

② 平成19年12月10日

③ 平成20年7月10日

④ 平成20年12月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②及び③について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡易)(以下「賞与集計表」という。)及び事業主の回答により、請求者は、同社から当該期間に30万2,000円の標準賞与額に相当する賞与(30万2,400円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(2万2,644円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①及び④について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求者は、A社から請求期間①は30万2,000円、請求期間④は30万4,000円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は30万2,400円、請求期間④は30万4,200円）の支払を受け、請求期間①は29万5,000円、請求期間④は29万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は2万1,575円、請求期間④は2万2,794円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び④に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は29万5,000円、請求期間④は29万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200287号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300030号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年7月10日は16万4,000円、平成24年12月10日は10万円に訂正することが必要である。

平成19年7月10日及び平成24年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月10日及び平成24年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和48年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年7月10日

② 平成24年12月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、請求期間①は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっており、請求期間②は賞与の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡易)(以下「賞与集計表」という。)及び事業主の回答により、請求者は、同社から10万円の標準賞与額に相当する賞与(10万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(8,383円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求者は、A社から16万8,000円の標準賞与額に相当する賞与(16万8,000円)の支払を受け、16万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万2,002円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂

正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、16万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①に係る、厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、請求期間②に係る賞与支払届は提出しておらず、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200288号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300031号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年7月10日は3万円、平成19年12月10日は27万7,000円、平成20年7月10日は15万4,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月10日、平成19年12月10日及び平成20年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月10日、平成19年12月10日及び平成20年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年7月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から③までについて、A社から提出された全社員賞与集計表(簡易)及び事業主の回答により、請求者は、同社から請求期間①は3万円、請求期間②は27万7,000円、請求期間③は15万4,000円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は3万円、請求期間②は27万7,200円、請求期間③は15万4,000円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は2,143円、請求期間②は2万769円、請求期間③は1万1,547円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200289号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300032号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年12月10日は10万円、平成20年7月10日は33万8,000円、平成20年12月10日は30万3,000円、平成22年12月10日は37万9,000円、平成25年7月10日は35万6,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日及び平成25年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日及び平成25年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月10日
② 平成20年7月10日
③ 平成20年12月10日
④ 平成22年12月10日
⑤ 平成25年7月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び⑤について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡易)(以下「賞与集計表」という。)及び事業主の回答により、請求者は、同社から請求期間①は10万円、請求期間②は33万8,000円、請求期間⑤は35万6,000円

の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は10万円、請求期間②は33万8,800円、請求期間⑤は35万6,500円）の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は7,498円、請求期間②は2万5,343円、請求期間⑤は2万9,843円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間③及び④について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求者は、A社から請求期間③は31万円、請求期間④は38万7,000円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間③は31万円、請求期間④は38万7,500円）の支払を受け、請求期間③は30万3,000円、請求期間④は37万9,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間③は2万3,244円、請求期間④は3万387円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③及び④に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間③は30万3,000円、請求期間④は37万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200290号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300033号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成20年12月10日は3万円、平成22年12月10日は22万3,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月10日及び平成22年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月10日及び平成22年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年12月10日
② 平成22年12月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡易)(以下「賞与集計表」という。)及び事業主の回答により、請求者は、同社から3万円の標準賞与額に相当する賞与(3万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(2,249円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間②について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求者は、A社から22万8,000円の標準賞与額に相当する賞与(22万8,000円)の支払を受け、22万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万7,903円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂

正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から22万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2200291 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2300034 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 20 年 12 月 10 日の標準賞与額を 1 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 20 年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 45 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 12 月 10 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、A 社から提出された全社員賞与集計表 (簡易) 及び事業主の回答により、請求者は、同社から 1 万 5,000 円の標準賞与額に相当する賞与 (1 万 5,000 円) の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (1,125 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所 (当時) は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200292号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300035号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成22年12月10日は25万6,000円、平成25年7月10日及び平成26年7月10日は31万3,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月10日
② 平成25年7月10日
③ 平成26年7月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②及び③について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡易)(以下「賞与集計表」という。)及び事業主の回答により、請求者は、同社から当該期間に31万3,000円の標準賞与額に相当する賞与(31万3,200円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間②は2万6,239円、請求期間③は2万6,793円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求者は、

A社から26万1,000円の標準賞与額に相当する賞与(26万1,000円)の支払を受け、25万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(2万494円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、25万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200293号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300036号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成25年7月10日は3万円、平成26年7月10日は13万6,000円に訂正することが必要である。

平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成2年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成25年7月10日

② 平成26年7月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡易)及び事業主の回答により、請求者は、同社から請求期間①は3万円、請求期間②は13万6,000円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は3万円、請求期間②は13万6,000円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は2,515円、請求期間②は1万1,642円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めてい

ることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2200294 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2300037 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 10 日の標準賞与額を 4 万円に訂正することが必要である。

平成 26 年 7 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 44 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 10 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、A 社から提出された全社員賞与集計表 (簡易) 及び事業主の回答により、請求者は、同社から 4 万円の標準賞与額に相当する賞与 (4 万円) の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (3,424 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200295号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300038号

第1 結論

請求者のA社における平成26年7月10日の標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成4年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年7月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡易)及び事業主の回答により、請求者は、同社から1万円の標準賞与額に相当する賞与(1万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(856円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200296号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300039号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年7月10日は30万8,000円、平成19年12月10日及び平成20年7月10日は31万5,000円、平成20年12月10日は30万9,000円、平成22年12月10日は31万円、平成25年7月10日及び平成26年7月10日は33万4,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年7月10日
④ 平成20年12月10日
⑤ 平成22年12月10日
⑥ 平成25年7月10日
⑦ 平成26年7月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②、③、⑥及び⑦について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡

易) (以下「賞与集計表」という。) 及び事業主の回答により、請求者は、同社から請求期間②及び③は31万5,000円、請求期間⑥及び⑦は33万4,000円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間②及び③は31万5,000円、請求期間⑥及び⑦は33万4,400円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間②及び③は2万3,619円、請求期間⑥は2万7,999円、請求期間⑦は2万8,590円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①、④及び⑤について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求者は、A社から請求期間①は31万5,000円、請求期間④及び⑤は31万6,000円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は31万5,000円、請求期間④及び⑤は31万6,800円)の支払を受け、請求期間①は30万8,000円、請求期間④は30万9,000円、請求期間⑤は31万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は2万2,504円、請求期間④は2万3,694円、請求期間⑤は2万4,812円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、④及び⑤に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は30万8,000円、請求期間④は30万9,000円、請求期間⑤は31万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200297号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300040号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成25年7月10日は10万円、平成26年7月10日は7万円に訂正することが必要である。

平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年7月10日
② 平成26年7月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡易)及び事業主の回答により、請求者は、同社から請求期間①は10万円、請求期間②は7万円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は10万円、請求期間②は7万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は8,383円、請求期間②は5,992円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納

入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200298号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300041号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年12月10日は3万円、平成20年7月10日は27万円、平成20年12月10日は22万1,000円、平成22年12月10日は22万2,000円、平成25年7月10日及び平成26年7月10日は27万1,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成22年12月10日、平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月10日
② 平成20年7月10日
③ 平成20年12月10日
④ 平成22年12月10日
⑤ 平成25年7月10日
⑥ 平成26年7月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②、⑤及び⑥について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡易)(以下「賞与集計表」という。)及び事業主の回答により、請求者は、同社

から請求期間①は3万円、請求期間②は27万円、請求期間⑤及び⑥は27万1,000円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は3万円、請求期間②は27万円、請求期間⑤及び⑥は27万1,800円）の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は2,249円、請求期間②は2万245円、請求期間⑤は2万2,718円、請求期間⑥は2万3,198円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間③及び④について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求者は、A社から22万6,000円の標準賞与額に相当する賞与（22万6,500円）の支払を受け、請求期間③は22万1,000円、請求期間④は22万2,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間③は1万6,945円、請求期間④は1万7,746円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③及び④に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間③は22万1,000円、請求期間④は22万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2200299 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2300042 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額について、平成 22 年 12 月 10 日は 3 万円、平成 25 年 7 月 10 日は 38 万 1,000 円、平成 26 年 7 月 10 日は 33 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 12 月 10 日、平成 25 年 7 月 10 日及び平成 26 年 7 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 12 月 10 日、平成 25 年 7 月 10 日及び平成 26 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 57 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 12 月 10 日

② 平成 25 年 7 月 10 日

③ 平成 26 年 7 月 10 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から③までについて、A 社から提出された全社員賞与集計表 (簡易) 及び事業主の回答により、請求者は、同社から請求期間①は 3 万円、請求期間②は 38 万 1,000 円、請求期間③は 33 万 1,000 円の標準賞与額に相当する賞与 (請求期間①は 3 万円、請求期間②は 38 万 1,800 円、請求期間③は 33 万 1,800 円) の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (請求期間①は 2,356 円、請求期間②は 3 万 1,939 円、請求期間③は 2 万 8,334 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を納付す

る義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200300号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300043号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成25年7月10日は46万4,000円、平成26年7月10日は39万4,000円に訂正することが必要である。

平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年7月10日

② 平成26年7月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡易)及び事業主の回答により、請求者は、同社から請求期間①は46万4,000円、請求期間②は39万4,000円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は46万4,800円、請求期間②は39万4,800円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は3万8,897円、請求期間②は3万3,726円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納

入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200301号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300044号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成25年7月10日は40万6,000円、平成26年7月10日は33万6,000円に訂正することが必要である。

平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年7月10日及び平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成25年7月10日
② 平成26年7月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された全社員賞与集計表(簡易)及び事業主の回答により、請求者は、同社から請求期間①は40万6,000円、請求期間②は33万6,000円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は40万6,000円、請求期間②は33万6,000円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は3万4,035円、請求期間②は2万8,762円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納

入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2200302 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2300045 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 25 年 7 月 10 日及び平成 26 年 7 月 10 日の標準賞与額を 34 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 25 年 7 月 10 日及び平成 26 年 7 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 7 月 10 日及び平成 26 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 50 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 7 月 10 日

② 平成 26 年 7 月 10 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①及び②について、A 社から提出された全社員賞与集計表 (簡易) 及び事業主の回答により、請求者は、同社から 34 万 8,000 円の標準賞与額に相当する賞与 (34 万 8,000 円) の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (請求期間①は 2 万 9,173 円、請求期間②は 2 万 9,789 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する

義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2200303 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2300046 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額について、平成 22 年 12 月 10 日は 9 万 8,000 円、平成 24 年 12 月 10 日及び平成 26 年 7 月 10 日は 10 万円に訂正することが必要である。

平成 22 年 12 月 10 日、平成 24 年 12 月 10 日及び平成 26 年 7 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 12 月 10 日、平成 24 年 12 月 10 日及び平成 26 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 47 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 12 月 10 日

② 平成 24 年 12 月 10 日

③ 平成 26 年 7 月 10 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、請求期間①及び③は保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっており、請求期間②は賞与の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間②及び③について、A 社から提出された全社員賞与集計表 (簡易) (以下「賞与集計表」という。) 及び事業主の回答により、請求者は、同社から 10 万円の標準賞与額に相当する賞与 (10 万円) の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (請求期間②は 8,383 円、請求期間③は 8,560 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①について、上述の賞与集計表及び事業主の回答により、請求者は、A 社から 10 万円の標準賞与額に相当する賞与 (10 万円) の支払を受け、9 万 8,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (7,852 円) を事業主により当該賞与か

ら控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①及び③に係る、厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、請求期間②に係る賞与支払届は提出しておらず、請求期間①から③までに係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2200304 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2300047 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 10 日の標準賞与額を 13 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 26 年 7 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 1 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 10 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、A 社から提出された全社員賞与集計表 (簡易) 及び事業主の回答により、請求者は、同社から 13 万 6,000 円の標準賞与額に相当する賞与 (13 万 6,000 円) の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (1 万 1,642 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。